障害児通所支援事業所等における 安全確保の徹底について

令和7年3月 青森県健康医療福祉部障がい福祉課

障害児支援の安全管理に関するガイドライン(令和6年(2024年)7月)の策定

〇令和5年4月1日より、安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を各事業所等において策定することが努力義務とされ、令和6年4月1日からは義務化されている。

〇安全計画の策定をはじめとした安全管理対策や日々の支援における事故防止の取組、事故発生時の地方自治体への報告や事故発生後の対応について、「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」を策定。

〇本ガイドラインでは、障害児支援に関わる事業所・施設(以下「事業所等」という。)が、安全計画やマニュアルの作成を含む事故防止のための安全対策を各事業所等で講じる上で参考となる基本的な内容をとりまとめている。

主な内容

・障害児支援における事故・安全管理の現状

- ・障害児支援における安全管理のポイント
- ・事故の発生防止・予防・対応のための場面ごとの注意点
- ・障害の特性に応じて留意する事項
- •緊急時の対応•体制の確認
- 事故の再発防止のための取り組み

障害児支援の安全管理に関する ガイドライン

令和6年(2024年)7月

事故の予防と事故後の適切な対応をするには、マニュアルの作成や環境整備のほか、ヒヤリ・ハットと その振り返りから得られる重大事故の予防、こども一人一人の理解、障害に関する理解、組織や体制の 構築、人材育成、時間的・人的な余裕、職員間や組織内外のコミュニケーション等、様々な要素を重ね合わ せ安全に関する取り組みを進めていくことが必要。

【参考】「障害児支援における安全管理について」令和6年7月4日付けこども家庭庁支援局長通知

安全確保に関する取組の概要

	項目		対象	内容	義務化 (経過措置終 了)
1	安全計画の策定等		全ての障害児通 所支援事業所、障 害児入所施設	◎事業所等の安全点検、従事者・障害児に対する事業所内外での生活や活動における安全に関する指導、従業者の研修や訓練等についての計画を策定。◎従業者、保護者への計画の周知。◎従業者への研修、訓練の定期的な実施。◎計画の定期的な見直し。	R6.4.1~
2	自動車を運行する場合の所在の確認	乗降車時の障害 児の所在確認	全ての障害児通 所支援事業所、障 害児入所施設	◎送迎や所外活動の際に自動車を運行する場合、障害児の乗降車時、点呼等により所在確認を行う。	R5.4.1~
		送迎車両の安全 装置の設置	児童発達支援センター、児童発達 支援、放課後等ディサービス	◎送迎用車両(要件有)を日常的に運航する場合、ブザー等の安全装置(国が定めるガイドラインに適合したもの)を設置して障害児の所在確認を行う。	R6.4.1~

安全計画の策定等

(対象:全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

1 安全計画の策定

〇事業所等は、<u>各年度において当該年度が始まる前に、年間スケジュール(安全計画)を</u> 定めること。

- 事業所等の設備(備品、遊具、防火設備、避難経路等)や、散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含めた事業所等内の安全点検
- ・通常の支援の場面、リスクが高い場面、緊急対応が必要な場面における役割分担や留 意点を明確にしたマニュアルの策定、共有
- ・こどもに対する安全対策の周知、保護者に対する説明・情報共有
- ・従業者の研修・訓練、再発防止策の徹底
- その他の安全確保に向けた取組 など

〇安全計画の作成に当たっては、「いつ、何をすべきか」を整理し、必要な取組を盛り込むこと。

【参考】

・「障害児支援における安全管理について」令和6年7月4日付けこども家庭庁支援局長通知

安全計画の策定等

(対象:全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

2 従業者に対する安全計画の周知及び研修・訓練の実施

〇従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施する こと。

- ・避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して行う。
- ・救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等)の実技講習を 行うなど、実践的な研修・訓練を行う。
- ・自治体が行う研修・訓練やオンラインで共有されている事故予防に資する研修動画などを活用した研修を含め、<u>研修や訓練は常勤職員だけでなく非常勤職員も含め</u> 全従業者が受講する。

【参考】

・「障害児支援における安全管理について」令和6年7月4日付けこども家庭庁支援局長通知

事故発生時の報告、事故発生後の対応 (対象:全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

3 事故発生時の自治体への報告

- 〇事業所等は、指定基準において、支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、
- ・障害児通所支援事業所の場合は、県、市町村、当該こどもの家族等に、
- ・障害児入所施設の場合は、県、当該こどもの家族等に、
- 連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされている。
- 〇事業所等は、事故発生に適切に対応できるよう、必ず県や市町村のホームページ等で確認し、適切な対応を行う必要がある。

4 事故発生後の対応について

- 〇事業所等は、事故が発生した場合は、事故後の検証を行い、事故の要因等を分析し、これまでの取組について改善すべき点を検討し、事故の再発防止の取組を進めること。
- 〇策定した再発防止策については、事業所等の安全点検の実施箇所や安全管理のマニュア ル等に確実に反映させるとともに、従業者間での共有を図り、その後の取組状況に応じて、 随時見直しを図ること。
- 〇ヒヤリ・ハット事例を報告する組織内の仕組みを整えるとともに、報告しやすい雰囲気づくりや、定期的な職員会議等において共有すること。

【参考】

「障害児支援における安全管理について」令和6年7月4日付けこども家庭庁支援局長通知

—4—

自動車を運行する場合の所在の確認 (対象:全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

1 乗降車時に点呼等の方法により障害児の所在を確認

〇障害児の通所や事業所外活動等のために自動車を運行する場合、障害児の自動車への乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、 障害児の所在を確認すること。

※ 送迎バスの運行の有無に関わらず、 障害児が事業所の活動等で自動車に乗降する全ての機会において必要

※ 令和5年4月1日から義務

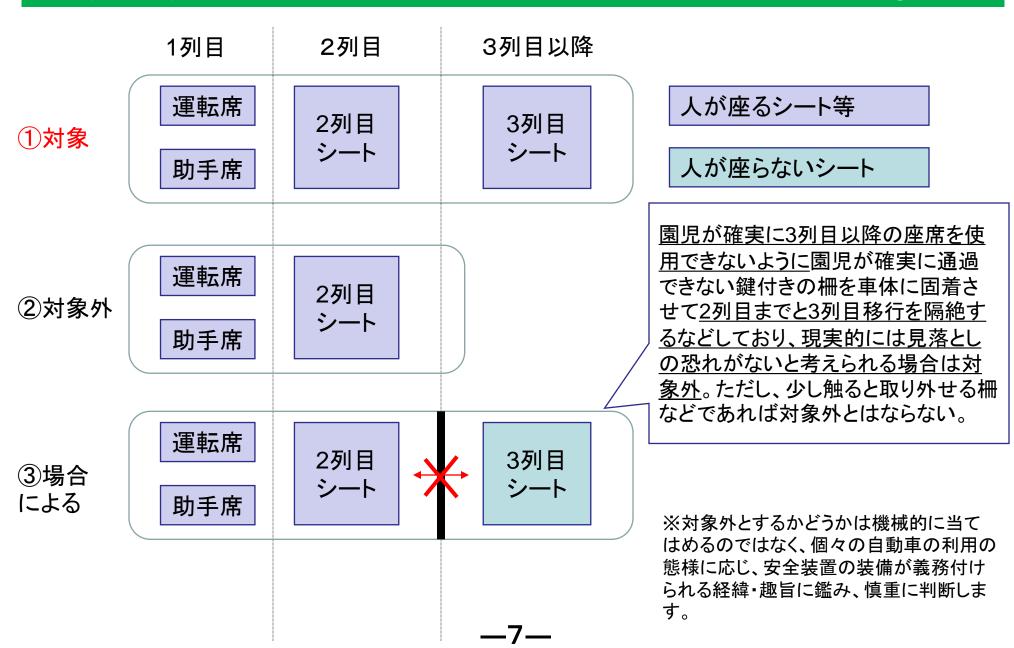
自動車を運行する場合の所在の確認 (対象:児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

2 送迎車両への安全装置の装備

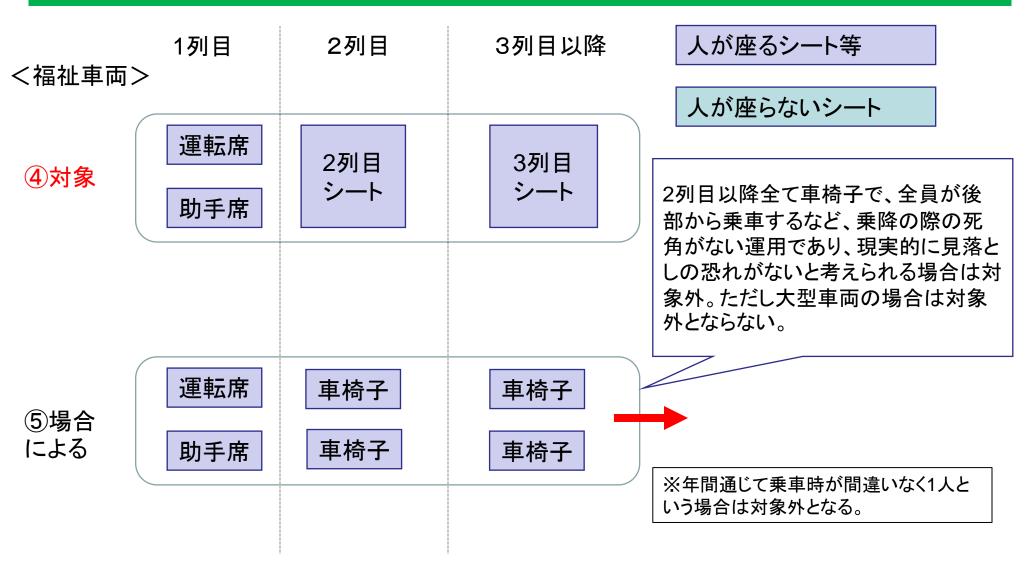
〇障害児の送迎を目的とした、座席を3列以上有する自動車(運転席、助手席を含む)を 日常的に運航するときは、当該自動車にブザー等車内の障害児の見落としを防止する装置 (安全装置)を備え、当該装置を用いて、障害児の降車時の所在を確認すること。

- ※ 2列以下の自動車を除くすべての自動車が原則義務付け対象
- ※ 3列目のシートを使用していない場合であっても原則義務付け対象
- ※ 義務付け対象自動車のイメージは次ページ
- ※ 令和6年4月1日から義務

安全装置の装備の義務付けの対象となる自動車のイメージと例外のイメージ①



安全装置の装備の義務付けの対象となる自動車のイメージと例外のイメージ②



※対象外とするかどうかは機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、慎重に判断します。

安全装置の仕様に関するガイドライン

【取り付ける安全装置の種類】

国土交通省ガイドラインを満たした安全装置であることが必要

内閣府ホームページにて、ガイドラインを満たした装置をリスト化して公表されています。

内閣府ホームページ「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについ て」

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html

各種ガイドライン・手引き等について

こども家庭庁ホームページにて、各種ガイドライン・手引き等を掲載しておりますので、こちらも ご確認ください。

https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki#h2_free2